

# 予防接種医療事故に関する報告書 ー 検証と今後の対策 ー

2012.10.13 京王八王子クリニック 小児科 末松隆子

## 1) 事故の概要

平成 24 年 8 月 30 日(木)午後 2 時 30 分頃、当科小児科外来において生ポリオワクチン 2 回接種を完了していた X さん(5 歳 8 ヶ月)に、再度生ポリオワクチンを接種してしまった。

## 2) 事故の事実経過

### ①生ポリオワクチンの予約の概要と今年の特徴

従来生ポリオワクチンは 5 月と 10 月の水曜日と木曜日に接種時間をもうけ、計 6 回程度 1 回に 20~30 名の接種を行っている。その予約は、期間限定で予約人数も限られているため、接種対象者のご家族(生ポリオワクチンの接種積極的に希望し、よく理解している家族)からの電話で予約を行っている。予約はすぐに埋まってしまうため、当科から生ポリオワクチンの接種を勧めることはあまりなかった。

今年 9 月から不活化ポリオワクチン接種が開始されるにあたり、10 月接種の生ポリオワクチンを前倒して 8 月に特定の医療機関のみで接種することになり、当科は生ポリオワクチン接種機関となった。そのため、当科に通院しカルテ上生ポリオワクチンを 1 回しか接種していない 7 歳 6 ヶ月未満の児については、本人の免疫と集団の免疫を高めるため、積極的に接種勧奨し予約をとるようにしていた。

### ②事故の経過

i) 8 月 11 日約 10 ヶ月ぶりに感冒で当科を受診した X さんと母親に、A 事務がワクチン接種の確認をした。当日は母子手帳を持ってきておらず、母親はカルテ内の予診票への記載どおり、生ポリオワクチンの 2 回目と MR ワクチンの II 期の接種を行っていないと答えたため、8 月 30 日に生ポリオワクチン、10 月 1 日に MR ワクチン II 期接種の予約をとった。もちろん、接種時にもってくるべき物(母子手帳・保険証・予診票)については説明し予約表も渡した。予約表には持ってくるべき物の記載がある。

ii) 8 月 30 日は予約どおり来院、しかし母子手帳をもってこなかったため、B・C 看護師 2 名と D 医師 1 名で予診・接種確認等を行いポリオ 2 回目は接種していないという母親の申告を信じて接種を行った。母子手帳がなかったため、緑色の接種済票を渡し母子手帳に貼る様に伝えた。その後母親から 3 回接種してしまったけれど大丈夫かとの問い合わせはなかった。

iii) 10 月 1 日、X さんと母親が MR ワクチン II 期接種に当科来院、今回は母子手帳を持ってきたため、E 看護師が母子手帳を見て、生ポリオワクチン 2 回接種が済んでいるのに 8 月 30 日 3 回目を接種してしまったことに気がついた。それまで母親は当科から渡した生ポリオワクチンの接種済票を自ら母子手帳に挟んだにもかかわらず 3 回目ということに気付かなかった。

iv) E 看護師から報告を受けた小児科責任 F 医師はすぐ母親に、生ポリオワクチン 3 回目を誤接種してしまったが、X さんには免疫がとてもよくつく以外何の問題もないことを説明した。その上で母親に 2 回目の接種をしていないというお話だったので接種したのだけれどどうでしたか？と聞いてみたが、全く覚えていないとの返答だった。

v) 八王子市予防接種担当課に誤接種について報告し、後日報告書を提出することを約束した。

### 3) 事故の要因について

①予防接種にあたっては、接種事故を起こさないように接種する方法「予防接種間違い防止の手引き」や八王子市予防接種担当課から繰り返し通達されているとおり、重複接種を防ぐために母子手帳での確認が強くすすめられている。しかし今回は、母親自身が予約時に母子手帳を確認することなく予約し、接種時に母子手帳を持参せず、また、接種後も母子手帳を再度確認することがなかった。これが誤接種の一番の要因である。

②今回は期間限定の生ポリオワクチンで、できるだけ多くの接種対象者に勧奨を試みたため、A 事務は母子手帳を確認することなく生ポリオワクチン接種の予約をとった。自宅に戻ったら接種日の前に母子手帳を再度確認し 2 回目の生ポリオワクチンが未接種であることをチェックするよう伝えていれば、誤接種を防げたかもしれない。

③B・C 看護師と D 医師は、保健センター予防接種担当課に問い合わせることなども含めより慎重に、2 回目未接種かを確認すれば良かったのかもしれないが、母子手帳もなく・母親からの申告もあり・生ポリオワクチン接種最終日だったことを考えると、いたしかたなかったと言わざるを得ない。

### 4) 予防接種事故防止の当面の対策

①予防接種の予約時と接種時に必ず母子手帳で既接種ワクチンの確認をする。

②最近今回のように母子手帳を持参しない例や、ワクチンの種類が多いためか何のワクチンを接種するために来院したのか受付けの時点でよく解っていない母親も多い。誤接種を防ぎ、クリニックへのリスクを回避するために、公費接種のワクチンでは母子手帳を持参しない場合は原則接種を行わない。ただし、同日小児科診療時間内に、母子手帳を持参できればその時点で接種を行う。また、当科のみで既接種を行っており、カルテ内で確認が可能な場合や保健センター予防接種担当課に連絡して確認が取れた場合は接種を行う。

③「公費接種のワクチンでは母子手帳を持参しない場合は接種を行わない」と予約時に口頭で伝え、予約表と待合室にも大きく表示する。